

Japan Wood Label 及び Wood Carbon Label 運用規程

1. 趣旨

本規程は、「Japan Wood Label（以下「JWL」という。）」及び「Wood Carbon Label（以下「WCL」という。）」（以下、JWL及びWCLを総称として「ロゴマーク」という。）の運用管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、林野庁に帰属する。

3. 運用及び管理

ロゴマークは、日本ウッドデザイン協会（以下、「JWDA」という。）が管理団体として運用及び管理する。

4. 用途

ロゴマークは、木材、特に国産材の利用拡大に向けて、個々の建築物（住宅及び併用住宅を除く。以下同じ。）や製品等（以下、「建築物・製品等」という。）における国産材の使用状況や当該木材使用量による意義や効果を簡便に把握することができるよう、統一的な表示を行うために使用するものとする。

5. 使用の手続き

- (1) ロゴマークを使用しようとする者は、JWDAの承認を受けなければならない。
- (2) 前項の規定により承認を得ようとする者は、使用申請書（様式1）をJWDAに提出のうえ、承認を得る必要がある。
- (3) JWDAは、前項の規定による申請書の提出があった場合、本規程に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、その結果を承認通知（様式2）により申請者に通知する。
- (4) JWDAは、前項の承認に当たり、林野庁と協議のうえで、必要に応じ条件を付すことができることとする。

6. 使用基準

JWDAは、申請者が以下の使用基準を満たすかどうかを判断し、承認を行うこととする。

- (1) 林野庁が公表している「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に準拠した計算方法及び標準指標等により、建築物・製品等に利用した木材の量（国産材、国産材以外）から炭素貯蔵量（国産材、国産材以外）を算出し申請書に記

載していること。

- (2) ロゴマークのうちJWLについては、当該建築物・製品等に使用した全体の木材の量のうち、国産材の量が占める割合が30%以上であること。
- (3) ロゴマークのうちWCLについては、炭素貯蔵量に係る算出数値（国産材、木材全体）をWCLと一体的に表示もしくは別途自社ウェブサイト等により公開すること。
- (4) (1) もしくは(2)の根拠となる資料について、JWDAの要請に応じ、JWDAに提出するとともに、公開できること。

7. 管理手数料

- (1) ロゴマークの適正な使用に資するとともに統一的な管理を維持するため、承認を受けた使用者（以下、「承認使用者」という。）はJWDAに対し「別紙」に定める管理手数料を毎年支払うこととする。本手数料は、承認使用者のロゴマークの使用量の多寡にかかわらず、承認使用者単位とする。
- (2) なお、ロゴマークの普及を促進する観点から、承認使用者が、「別紙」に掲げる協力事項を行う場合、JWDAの判断により、管理手数料の支払いを減免することができる。

8. 定期報告

- (1) 承認使用者は、毎年度のロゴマークの表示に係る実績について、JWDAが定める期日までにJWDAに報告（様式3）を行うこと。
- (2) JWDAは、前項の報告をもとに毎年度のロゴマークの表示に係る実績をとりまとめ、林野庁に報告するとともに、ウェブサイト等の方法により公表することとする。
- (3) 承認使用者は、定期報告時以外の時期であっても、JWDAからの要請に対し、ロゴマークの利用実態の報告やロゴマークを利用した物の提出等に応じること。

9. 承認使用者の責務及び遵守事項

承認使用者の責務及び遵守事項は、以下のとおりとする。

- (1) 関係法規、本規程、「木材利用の意義等を表すロゴマークの使用及び管理に関する規程」、「Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの表示に関するガイドライン」を厳格に遵守するとともに、ロゴマークの趣旨に反した利用がなされないように細心の注意を払うこと。
- (2) 表示内容の合法性や正確性等に係る一切の責を負い、ロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わないこと。
- (3) ロゴマークの使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等について一切の責任を負うこと。
- (4) 第三者がロゴマークの著作権・商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちにJWDAに通知すること。

- (5) ロゴマークの利用に関する事故・苦情等が発生した場合は、承認使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずること。
- (6) 承認使用者がロゴマークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合、その損害について、一切の責任を負うこと。

10. ロゴマークの不正使用に対する措置

ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、JWDAはロゴマークの使用の承認を取り消すとともに、使用を差し止めることができる。なお、当該差し止めに係る一切の損害についてJWDAは責任を負わないものとする。

- (1) この規程に違反して使用した場合
- (2) 申請書および添付書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 承認使用者が法令に違反した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、JWDAが不適切と認めた場合

11. その他

本規程は、国産木材活用住宅ラベル協議会が運用する住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する「住宅」をいう。）を対象とする「国産木材活用住宅ラベル」には適用しない。

12. 規程の改訂

本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附則

- 1. 本規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2. 本規程の変更は、令和6年10月9日から施行する。

(規程の6) 使用基準に ついて	(1) 両 Label 共通	<p>提出書類（添付の有無について☑を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」炭素貯蔵量計算シート</p> <p>出典 林野庁HP：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html</p> <p>➤ この計算シートにおける、建築物・製品等の名称、当該建築物・製品等に利用した木材の量（国産材、国産材以外）、炭素貯蔵量（国産材、国産材以外）等の全ての項目を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記計算シートにおける木材の量を裏付けるエビデンス資料（様式任意）</p>
	(2) Japan Wood Label	<p>以下 <input type="text"/> 内に数値を記入願います。上記(1)計算シートと一致させること</p> <p>国産材の量 <input type="text"/> m³ … (A)</p> <p>国産材以外の量 <input type="text"/> m³ … (B)</p> <p>全体の木材量 <input type="text"/> m³ … (C) = (A) + (B)</p> <p>国産材の占める割合 <input type="text"/> % … (D) = (A) / (C) (30%以上)</p> <p>提出書類（添付の有無について☑を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> 上記 (A) (B) の数値の根拠・裏付けを確認できる補足資料（様式任意）</p>
	(3) Wood Carbon Label	<p>炭素貯蔵量に係る算出数値の表示手法（☑を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> Wood Carbon Label ロゴと一体的に表示</p> <p><input type="checkbox"/> 別途、自社ウェブサイト等により公開 (公開サイトURL等；)</p>

以上

【様式2】
年 月 日

事業者名
代表者氏名

Japan Wood Label及びWood Carbon Label管理団体
(一般社団法人日本ウッドデザイン協会)
代表理事 土田 智子 印

(承認するケース)

Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの使用の承認について

「Japan Wood Label及びWood Carbon Label運用規程」の5に基づき、〇〇年〇月〇日付け使用申請書の内容を確認した結果、Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの使用を承認します。

以上

【様式3】

年月日

Japan Wood Label及びWood Carbon Label管理団体
(一般社団法人日本ウッドデザイン協会) 殿

所在地
事業者名
代表者氏名

申請担当者所属部署名
申請担当者名
連絡先Email/電話番号

Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの使用に係る年次報告について
(〇〇年度)

時点：2025年3月末（期間：承認時2024年〇月〇日～2025年〇月〇日）

No	建築物/製品等の区分 (注1)	建築物名称/製品名称等	数量 (注2)	国産材 利用量 m ²	国産材の 炭素貯蔵量 (CO2換算) t-CO2	木材全体 利用量 m ²	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO2換算) t-CO2
1							
2							
3							
4							
5							

(注1) 建築物/空間/建材/プロダクツ/その他

(注2) 建築物の場合、床面積 (m²)。家具等のプロダクツの場合、出荷数量ベース。その他業界特性に応じ記載。

(注3) 炭素貯蔵量の単位については、kg-CO2など適宜修正のこと。

Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの管理手数料について

「Japan Wood Label及びWood Carbon Label運用規程（以下「規程」という。）」の7に基づき、管理手数料について、次のとおり定める。

1. 年次の管理手数料

99,000円（税込み）

2. 減免措置

（1）管理手数料の減免

ロゴマーク使用申請者のうち、JWDAが行う、Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの普及啓発の推進に係る取組に対し協力する者においては、1. に規定する年次の管理手数料を、JWDAの判断により以下に減免することができる。

55,000円（税込み）

（2）普及啓発協力事項

前項に掲げる普及啓発の推進に係る取組に対する協力とは、具体的には次の事項をいう。
なお、複数の事項を実施することが望ましい。

- ① 新聞雑誌広告や自社ウェブサイト等において、ロゴマーク使用に特化した情報を発信すること
- ② JWDAにより毎年実施される普及啓発セミナーに参加し、JWDAによる情報発信について自社ウェブサイトへリンクすること
- ③ 自社主催の消費者向けイベントやセミナー等において、ロゴマーク使用に係る展示や説明を実施すること
- ④ その他JWDAが適切と認める活動

（3）減免の手続き

JWDAに対し「Japan Wood Label及びWood Carbon Labelに係る使用申請書」（様式1）により使用申請を行うときに併せて、管理手数料減免承認申請書（別記様式1）を付し、減免措

置の申請を行う。

JWDAは減免の可否を判断し、その結果を管理手数料減免の承認通知（別記様式2）により申請者に通知する。

減免の承認を受けた者は、定期報告の都度、当該活動実績（様式任意）を併せて報告する。

3. 支払い方法

承認使用者は、規程の5による承認を受けたとき、および翌年度以降において規程の8による定期報告を行ったときに、JWDAが発出する請求書に記載された期日内に指定された金融機関口座へ上記の管理手数料を振り込む。

以上

Japan Wood Label及びWood Carbon Label管理団体
 (一般社団法人日本ウッドデザイン協会) 殿

管理手数料減免承認申請書

「Japan Wood Label及びWood Carbon Label運用規程」の7および「別紙」に基づき、以下のとおり管理手数料の減免を申請します。

申請日	年 月 日
申請者	事業者名 代表者名 印
	担当者の部署・役職・氏名
	連絡先 Tel : Mail :
普及啓発協力事項	<p>該当する事項に☑を付す (複数の事項を取り組むことが望ましい)</p> <p><input type="checkbox"/> ①承認使用者が新聞雑誌広告や自社ウェブサイト等において、ロゴマーク使用に特化した情報を発信すること</p> <p><input type="checkbox"/> ②JWDAにより毎年実施される普及啓発セミナーに参加し、JWDAによる情報発信について自社ウェブサイトへリンクすること</p> <p><input type="checkbox"/> ③承認使用者が、自社主催の消費者向けイベントやセミナー等において、ロゴマーク使用に係る展示や説明を実施すること</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 (以下、具体的に記入)</p>

以上

【別記様式2】

年 月 日

事業者名
代表者氏名

Japan Wood Label及びWood Carbon Label管理団体
(一般社団法人日本ウッドデザイン協会)
代表理事 土田 智子 印

(承認するケース)

Japan Wood Label及びWood Carbon Labelの管理手数料の減免の承認について

「Japan Wood Label及びWood Carbon Label運用規程」の7および「別紙」に基づき、〇〇年〇月〇日付け管理手数料減免承認申請書の内容を確認した結果、減免について承認します。

以上